

様式第二（第七条関係）

公害防止管理者（公害防止管理者の代理者） 選任、死亡・解任 届出書

年 月 日

（あて先）高 崎 市 長

氏名又は名称及び住所
届出者 並びに法人にあつては、
その代表者の氏名

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条第3項において準用する第3条第3項（第6条第2項において準用する第3条第3項）の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特 定 工 場 の 名 称			※ 整 理 番 号		
特 定 工 場 の 所 在 地			※ 受 理 年 月 日		
大気関係	排出ガス量		※ 特定工場の番号		
	ばい煙発生施設の 種類	別紙のとおり	※ 備 考		
水質関係	排出水量				
	特定地下浸透水 の浸透の有無				
	汚水等排出施設 の種類	別紙のとおり			
騒音関係	騒音発生施設の 種類				
特定粉じん 関係	特定粉じん発生 施設の種類の種類				
一般粉じん 関係	一般粉じん発生 施設の種類の種類				
振動関係	振動発生施設の 種類				
ダイオキシ ン類関係	ダイオキシン類 発生施設の種類の種類				
公害防止管理者 （公害防止管理者 の代理者）	選 任 年 月 日		年 月 日		
	職 名				
	氏 名				
	担 当 業 務 の 範 囲				
	公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）が他の工場の公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）を兼ねている場合は、その兼ねている工場の名称及び所在地				
選 任 の 事 由					

公害防止管理者 (公害防止管理者 の代理者)	(死亡・解任) 年月日	年 月 日
	職 名	
	氏 名	
	担 当 業 務 の 範 囲	
	公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）が他の工場の公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）を兼ねている場合は、その兼ねている工場の名称及び所在地	
解 任 の 事 由		

備考

- 1 大気関係、水質関係、騒音関係、特定粉じん関係、一般粉じん関係、振動関係又はダイオキシン類関係のうち該当する項に所要事項を記載すること。大気関係及び水質関係については、公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）の項には、「〇〇関係第〇種」公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）と記載すること。
- 2 公害防止管理者を2名以上選任する場合は、関係公害防止管理者及び同代理者の項を追加して記載すること。
- 3 ※印の欄は記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 5 公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）を2以上の工場に選任する場合は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第5条第2号の主務大臣が定める基準を満たしていることを証する書面を添付すること。

ばい煙発生施設の種類

	番号	施 設 の 名 称	項番号	施 設 の 規 模	施 設 の 用 途
有害物質を発生する施設					
有害物質を発生する施設以外の施設					

- 注1 「施設の名称」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の中欄に掲げる名称を記載すること。
- 注2 「項番号」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の上欄に掲げる項番号を記載すること。
- 注3 「施設の規模」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の下欄に掲げる規模を記載すること。
- 注4 「施設の用途」の欄には、施設の用途の他に当該施設により製造、選別等される製品、半製品、中間製品等の名称を記載すること。

汚水等排出施設の種類

	番号	施 設 の 名 称	号番号	施 設 の 用 途
有害物質を発生する施設				
有害物質を発生する施設以外の施設				

注1 「施設の名称」の欄には、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる名称を記載すること。

注2 「号番号」の欄には、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる号番号を記載すること。

注3 「施設の用途」の欄には、施設の用途の他に当該施設により製造、選別等される製品、半製品、中間製品等の名称を記載すること。

別紙様式

騒音発生施設及び振動発生施設の種類

番 号	施 設 の 名 称	公 称 能 力	台 数	施 設 の 用 途
計				

注1 「施設の名称」の欄には、液圧プレス、機械プレス又は鍛造機の別を記載すること

注2 「公称能力」の欄には、次のとおり記載すること。

- ① 液圧プレスについては、呼び加圧能力（重量トン）
- ② 機械プレスについては、呼び加圧能力（重量トン）
- ③ 鍛造機については、落下部分の重量（トン）

注3 同一の種類の施設であって、公称能力及び施設の用途が同じものはまとめて記載すること。